



年々増える生活保護受給者（写真はイメージ）



認知症について一緒に考えてみませんか？



効果的な行政運営を……



進む農地の遊休地化

次のページは「きから活動レポート」

寄居町の今とこれから「一般質問」7名が登壇しました

生活保護受給者の現状は



答弁⇒ 高齢者の増加や東日本大震災の影響等が要因

問 今年7月、生活保護受給者が205万495人となり、過去最多とのこと。受給者の急増で、2010年度の給付費は3兆4000億円に達し、その4分の1を受け持つ地方自治体では財政を圧迫しています。本来、生活保護制度とは、私たちが健康で文化的な最低限度の生活ができるように支え、その自立を後押しするための制度です。本町における生活保護受給者の現状と、受給者の自立を促す施策等について伺います。

答 受給者数が過去最多となる背景には、高齢者層の増加、長引く不況や東日本大震災等の影響が要因として考えられます。

生活保護受給者の国保税は

問 自治体によって生活保護から国民健康保険税を求める自治体もありますが、本町ではどうですか。

答 本町では生活保護受給者に対して税の負担を求めたり、督促などはしていません。

問 国民健康保険税納付率は88.01%と過去最低とありますが、本町の納付率はどうですか。

答 平成21年度における収納率は、現年課税分で88.33%となり、全国平均を上回りました。

問 働く世代が失業、生活保護を受ける現状。町の就労支援対策と支援制度を伺います。

答 県福祉事務所のケースワーカーが、受給後の就労指導・自立支援など行っています。支援制度は、食費・光熱水費などの生活扶助を含めて、8つの扶助制度があります。

認知症に対する町の予防対策は



答弁⇒ 自己チェックができる基本チェックリストを配布

問 急速な超高齢化が進む中で、高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必至ですが、それを妨げるのが認知症です。認知症は早期発見・早期治療が最良の予防治療とされています。町での取り組みについて伺います。

答 65歳以上の方に、介護予防として認知症の自己チェックができる基本チェックリストを配布しています。

問 認知症を正しく知る機会となる町民向けの「認知症サポート養成講座」や、町の職員向けの講座実施の考えはあるか伺います。

答 区長・民生委員・福祉委員向けに4回開催。現在607名の認知症サポーターがいます。今後、さらなる実施に向け、検討していきます。

認知症を正しく知るための教育を

問 これからの高齢化社会の担い手となる小中学校の子どもたちに対する、認知症を正しく知るための教育の取り組みについて伺います。

答 今後、福祉教育の中の取り組みとして検討していきます。

問 「聞こえはコミュニケーションの基本」です。難聴から引きこもりになり認知症へと進展させないためにも、簡易聴覚チェッカーを活用して、早期発見に向けた聴覚検査実施のお考えは。

答 簡易聴覚チェッカーを使用している聴覚検査は現在考えておりません。

認知症予防 生活保護

役場の業務量と適正な職員数は



答弁⇒ 現在の233名を、245名まで増員する計画です

問 社会情勢、生活環境の大きな変化に伴い、町の要である役場の高い対応力が求められています。まず、近年の業務量変化と最適な職員数について伺います。

答 埼玉県地方分権推進計画に基づき、過去10年で26の事務事業が新たに県より移譲されました。一方、本年4月1日の総職員数は233名ですが、今後、定員適正化計画の目標職員数である245名まで増員していきたいと考えています。最適な職員数は、事業の事務量等を勘案し、今後検討したいと考えています。

問 数の問題も重要ですが、職員の資質、能力の向上も大変重要な課題です。教育研修に対する考えを伺います。

答 今後の社会動向により、職員に求められる能力も変わってきます。これからも最適な研修を取り入れ、職員の能力向上に努めていきます。

1年単位の行政評価制度の導入を

問 本年は第5次寄居町総合振興計画前期基本計画の最終年ですが、その成果指標を見ると決して高い数字ではありません。5年に1回の見直しでは、この間の人事異動や状況の変化を考えると、責任の所在がまったく不明確です。1年単位でしっかりと、事業の効率や達成度を測るための行政評価制度の導入が不可欠だと考えますが、いかがでしょうか。

答 行政評価制度は行政運営を効果的に展開していくためのひとつの手段でもありと認識しています。導入に向けて、今後も引き続き検討したいと考えています。

遊休農地活用 職員の能力向上

都市住民誘導策の展開を



答弁⇒ 町の状況に合った方策を十分検討します

問 農業従事者の高齢化などにより、農地の遊休地化が年々進んでいる状況にあります。その解消策の1つとして自然豊かな町の環境、そして首都圏70キロメートルの地の利を生かし、都内の行政機関と連携して農業に興味のある都市住民に対し、賃貸農園などで農業に取り組んでいただく仕組みづくりを始めてはどうかと考えます。

そのためには運営主体となるべきNPO法人を早期に立ち上げ、都市住民を取り込む戦略を立て、迅速性をもって進めたいと考えています。町の考えを伺います。

答 先進地等の状況を学びながら、町の状況に合った新たな方策を、十分に検討していきたいと考えています。

遊休農地を有効活用するために

問 現在、当町の遊休農地はどの程度存在するのですか。また、その面積は農地全体の何割程度を占めているのか伺います。

答 平成22年度の耕作放棄地全体調査によると、耕作放棄地の面積は約58ヘクタールで、農地全体の約4.5%となっています。

問 当町の遊休農地を有効に活用するためには、行政として何ができるとお考えですか。

答 町としては遊休農地後作対策や、景観作物の種子助成等の施策を継続して実施するとともに、農地の利用集積を進めることで、有効利用を図りたいと考えています。